

## 第3章

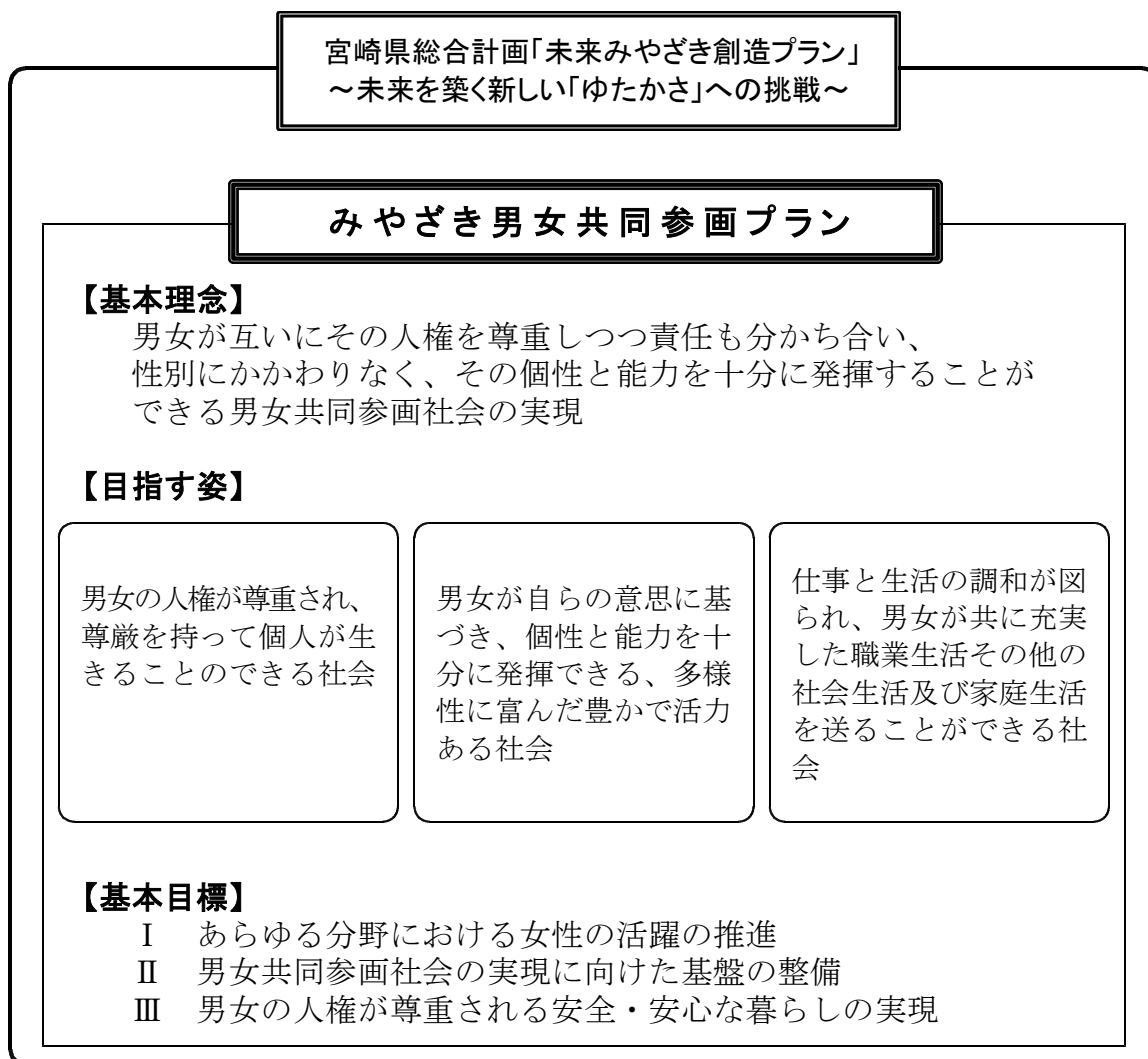
# 計画の基本的考え方

## 1 計画の基本理念

宮崎県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 意思の形成及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康への配慮
- (6) 国際社会における動向への配慮

## 2 計画が目指す男女共同参画社会の姿



## 【計画が目指す男女共同参画社会の具体例】

### 家庭では

- 男性も女性も、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築いています。
- 掃除、洗濯、食事の支度や後片付け、育児、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担しています。
- 子どもの個性や能力を伸ばすような家庭教育が行われています。

### 学校では

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重しています。
- 育児や介護、ボランティア活動など、学校の実態や生徒の発達段階や特性等に応じた体験学習を通じ、社会の一員として協力し合う態度が育まれています。
- 進学や就職に際して、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

### 職場では

- 募集、採用、配置、賃金、退職などのあらゆる場面で、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。
- 方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。
- 家庭生活・地域活動と仕事とのバランスが取れる労働環境が整い、男性も女性も共に、ゆとりを持っていきいきと働いています。

### 地域社会では

- 固定的な性別役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
- 性別や年代を超えて、様々な人が地域の意思決定の場へ参画し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 地域の支え合いや社会制度の整備により、子育てや介護についての協力体制が整い、誰もが安心して暮らしています。

### 3 計画の基本目標

#### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に責任を担い、自らの意思に基づきその個性と能力を十分に発揮することにより、職場、地域、家庭等あらゆる場面において活躍できることが重要です。

そのような中で、例えば政策・方針決定過程への女性の参画については、管理的職業従事者に占める女性の割合など年々上昇しつつありますが、依然として低い水準にあるなど、社会の中で女性の参画が進んでいない分野も多く存在します。

平成 27 年 9 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布され、これまで以上に働く場における女性の活躍推進が求められており、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

本県の就業者に占める女性の割合は増加傾向にあり、女性の活躍が進むことは、地域経済の発展と企業の活性化という点から重要な意義を持つとともに、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものです。

また、長時間労働や転勤を前提とする男性中心の働き方は、女性が育児・介護等と両立して活躍することや、男性の家事等への参画などを阻害する要因となっており、その見直しが求められています。

このため、社会における政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、職場や地域、家庭等で男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、就業環境の整備や男性中心型の働き方の見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、地域等における男女共同参画を促進し、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

#### 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。

近年、男女共同参画意識は高まりつつあるものの、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っており、その意識が影響した慣習・慣行は依然として存在しています。

また、男女共同参画は、女性のための取組として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるという意識が十分に広まっているとは言えません。

このため、固定的性別役割分担意識を解消し、あらゆる人々にとって男女共同参画が必要であるという認識や理解が広まるよう、教育・学習機会の充実や広報・啓発活動の推進により、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備を進めていきます。

## **基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現**

男女共同参画社会の基礎となる理念は男女の人権の尊重です。一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

特に、暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者と被害者がどのような間柄にあるかにかかわらず決して許されるものではなく、暴力を容認しない社会環境整備を進める必要があります。

また、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深め、生涯にわたり健康を享受できるための取組が必要です。

さらに、昨今の少子・高齢化の進行や非正規労働者の増加、ひとり親世帯、高齢単身世帯の増加などにより、生活上の様々な困難を抱える人が増加しており、このような人々への配慮も求められています。

加えて、地域の防災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も課題となっています。

男女の人権が尊重される安全・安心な暮らしが実現するよう、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりや、女性の健康支援、困難に直面する女性等への支援、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上など、総合的な取組を進めていきます。

## 4 計画の体系

基本目標	重点分野	施策の基本的方向
I あらゆる分野における女性の活躍の推進  ※ 女性活躍推進法の推進計画として位置付け	1 社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2) 経済分野における女性の活躍 (3) 女性の能力発揮への支援
	2 就業環境の整備	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (5) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 (6) 女性の就業継続・再就職・起業等のための支援
	3 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和	(7) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し (8) 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進 (9) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実
	4 様々な分野における男女共同参画の推進	(10) 地域活動、環境の分野における男女共同参画の推進 (11) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	5 男女共同参画の推進に向けた意識改革	(12) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し (13) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進 (14) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進
	6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	(15) 子どもたちの男女共同参画の理解の促進 (16) 男女共同参画を推進する学習機会の充実
III 男女の人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(17) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり (18) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実 (19) セクシュアルハラスメント、性犯罪等対策の推進
	8 生涯を通じた女性の健康支援	(20) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援 (21) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進 (22) 女性の健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進
	9 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(23) 貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援 (24) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	10 防災分野における男女共同参画の推進	(25) 男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上
推進体制		(1) 県における推進体制 (2) 宮崎県男女共同参画センターの充実強化 (3) 市町村推進体制への支援、連携強化 (4) 関係機関、NPO等との連携・協働 (5) 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現